

火災予防施行規程（昭和37年7月3日東京消防庁告示第17号）新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>第1条から第8条の6まで [現行のとおり]                      （消防総監が定める防災センター要員の講習）</p> <p>第9条 [1～4 現行のとおり]</p> <p>5 防災センター要員講習の受講申請は、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) <u>写真（申請書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を貼り付けた別記様式第8号の申請書によるもの</u></p> <p>(2) <u>前号に定めるもののほか、これに準ずる方法として消防総監が認めるもの</u></p> <p>[6・7 現行のとおり]</p> <p>第9条の2から第15条まで [現行のとおり]</p> <p>別記様式第1号から様式第12号まで [現行のとおり]</p>	<p>第1条から第8条の6まで [同左]                      （消防総監が定める防災センター要員の講習）</p> <p>第9条 [1～4 同左]</p> <p>5 防災センター要員講習の受講申請は、<u>写真（申請書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を貼り付けた別記様式第8号の申請書によりするものとする。</u></p> <p>[6・7 同左]</p> <p>第9条の2から第15条まで [同左]</p> <p>別記様式第1号から様式第12号まで [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	